在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人来島会	愛媛県今治市北宝来町二丁目二番地十二	越智　一博	愛媛県今治市室屋町一丁目一番地八

○厚生労働省告示第百五十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その住所を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

在宅就業支援団体の名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
株式会社研進	神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目十四番一―二〇一号	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目十番三―W七〇七号	平成二十二年三月十五日

○厚生労働省告示第百六十号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第三十九条第一項及び第四項の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九条第一項の規定に基づき指定法人に行わせる福祉関係業務（平成七年労働省告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二号中「育児休業取得促進等助成金及び」の下に「事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに」を加え、第四号を削り、第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を第四号とする。

○厚生労働省告示第百六十一号

平成七年労働省告示第百十七号をもって告示した財団法人二十一世紀職業財団より、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第三十九条第三項の規定による届出があったので、同条第四項の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九条第三項の規定による届出に係る事項（平成七年労働省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

表第二号中「育児休業取得促進等助成金及び」の下に「事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに」を加え、「平成十九年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改める。

表中第四号を削る。

表第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を第四号とする。

○厚生労働省告示第百六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる機関に委任し、平成二十二年度の予算に係る補助金の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。なお、平成二十一年度以前の予算に係る補助金の交付に関する事務であって、国立がんセンター総長又は国立精神・神経センター総長に委任した事務については、平成二十二年四月一日以降は、厚生労働大臣が行うものとする。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務

委任に係る補助金の名称	委任した機関	委任した事務の内容
（項）厚生労働科学研究費 （目）厚生労働科学研究費補助金 （厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号。以下「規程」という。）第三条第一項の表第二十五号に規定する化学物質リスク研究事業のうち一般公募型及び若手育成型に限る。）	国立医薬品食品衛生研究所長	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金の交付の条件の附加 四　法第七条第一項第一号の規定による補助事業に要する経費の配分の変更の承認、同項第三号の規定による補助事業の内容の変更の承認、同項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認並びに同項第五号の規定による補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 五　法第七条第二項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の納付命令 六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業の遂行の命令 十二　法第十三条第二項の規定による補助事業の遂行の一時停止の命令 十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理 十四　法第十五条の規定による補助事業の成果の調査並びに補助金の額の確定及び通知 十五　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十六　法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し 十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令 十八　法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺 十九　法第二十一条第一項の規定による徴収 二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示